



特定退職金共済制度

新企業年金保険

ご加入のおすすめ

確かな安心感が、働きがいのある職場をつくれます。



所得税法施行令第73条の要件による承認
(昭和53年3月1日実施)

 **東京商工会議所**
The Tokyo Chamber of Commerce and Industry

平成29年度版

中小企業のモデル退職金(退職一時金と退職年金の併用)

(単位:円)

| 勤続年数 | 高 校 卒 | | | 大 学 卒 | | |
|------|-------|-----------|-----------|-------|------------|------------|
| | 年齢 | 自己都合 | 会社都合 | 年齢 | 自己都合 | 会社都合 |
| 10年 | 28 | 1,016,000 | 1,370,000 | 32 | 1,406,000 | 1,893,000 |
| 15年 | 33 | 1,928,000 | 2,498,000 | 37 | 2,729,000 | 3,522,000 |
| 20年 | 38 | 3,445,000 | 4,173,000 | 42 | 4,750,000 | 5,726,000 |
| 25年 | 43 | 5,294,000 | 6,065,000 | 47 | 7,237,000 | 8,400,000 |
| 30年 | 48 | 7,588,000 | 8,585,000 | 52 | 10,555,000 | 11,732,000 |

東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」(平成26年)

制度の運営

●この制度は東京商工会議所が下記の生命保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営されます。したがって、お申し込みの契約については引受生命保険会社の「新企業年金保険普通保険約款」および「新企業年金保険遺族年金特約」が準用されます。

●この制度は下記引受生命保険会社に委託しております。
引受生命保険会社名の後に記載されている数値は、2017年4月1日現在の引受割合です。
各社の募集実績等により決定した割合に応じて運営されます。

●この制度は、その運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

特定退職金共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取り扱います。

①被共済者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)および共済契約者の個人情報(氏名、住所、口座情報等)は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から東京商工会議所(以下、「商工会議所」という。)に提供されます。

②商工会議所は共済契約者から提供された共済契約者および被共済者の個人情報を特定退職金共済事業の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、商工会議所が本制度運営のために新企業年金保険契約を締結している生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)に提供します。

③生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、またこの目的の範囲内で商工会議所、他の共同取扱会社および本人が所属する加入事業所に提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き商工会議所および生命保険会社においてそれぞれ上記②③に準じ個人情報が取り扱われます。

⑤新企業年金保険の引受保険会社が変更された場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

引受生命保険会社および引受割合

(2017年4月1日現在)

【幹 事 会 社】 アクサ生命保険株式会社(60.69%)

住友生命保険相互会社(10.34%)
第一生命保険株式会社(8.26%)
日本生命保険相互会社(13.78%)

三井生命保険株式会社(1.59%)
明治安田生命保険相互会社(5.34%)

(50音順)

過去勤務期間の通算取扱い

●このお取扱いは、新規ご契約時に1回限りとなります

「特定退職金共済制度」を採用する場合、従業員の中には既に、長期勤続されている方や中途入社の方などが在籍しており、将来の退職予定年限までの期間が短かいため、本制度の「基本掛金」だけでは、退職一時金を積立てできない場合があります。また、「加入積立基準」として、「基本掛金月額(口数)」を用いた場合なども、同様に積立てできないことがあります。

これらの不足額を補う手段として、従業員個々の過去の勤務年数を活用して別途に「過去勤務掛金」を算定し、「基本掛金」と同時に納付して積立てを早めるものです。

通算の申し出

事業主のもとで、1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間(以下「過去勤務通算期間」といいます)10年を限度として、制度加入後の加入期間と通算することができます。所定の「過去勤務期間通算制度契約申込書」に記載し、お申込ください。

過去勤務通算期間

10年間の限度となります。(1年未満の端数月は切捨て、年単位とします)

過去勤務通算月額(口数)

30口を限度とし、「基本掛金月額(口数)」の範囲内で加入従業員(被共済者)ごとに決めていただきます。
(「過去勤務通算月額(口数)」は変更できません)

過去勤務掛金

過去勤務掛金の額は、加入従業員(被共済者)の「過去勤務通算期間」と所得税法施行令で定める「過去勤務通算期間」に対応する償却期間ならびに[表3]の「過去勤務掛金月額表」により、30口を限度に算出してください。

過去勤務通算期間に対応する償却期間

| 過去勤務通算期間 | 償却期間 |
|------------|----------|
| 1年 | 12カ月(1年) |
| 2年 | 24カ月(2年) |
| 3年 | 36カ月(3年) |
| 4年 | 48カ月(4年) |
| 5年～10年(限度) | 60カ月(5年) |

【表3】 過去勤務掛金月額表(過去勤務通算月額(口数)1口について)

(単位:円)

| 過去勤務通算期間 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 過去勤務掛金月額 | 1,020 | 1,020 | 1,030 | 1,040 | 1,060 | 1,270 | 1,490 | 1,710 | 1,930 | 2,160 |

【注】償却期間終了前に、定年等により退職することが明らかな加入従業員(被共済者)については、事前に東京商工会議所共済センターにご相談ください。

給付金支払の特例

①加入従業員が過去勤務掛金の払込み(償却)完了前に退職または死亡した場合は、過去勤務掛金の払込期間に応じて計算した金額と基本掛金の払込期間に応じて計算した金額の合計額が「退職一時金」または「遺族一時金」として支払われます。

②加入従業員が過去勤務掛金の払込み(償却)完了後に退

職または死亡した場合は、過去勤務通算期間を加算した期間に応じた[表1]の「退職一時金」または「遺族一時金」が支払われます。

また、過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上の場合は、「退職一時金」に代えて[表2]の「退職年金」を10年間支払うこともできます。

税務と経理処理について

- 事業主が負担した「掛金」は、全額損金または、必要経費に「特定退職金共済掛金」として計上します。(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)
- 加入者が受取る「退職一時金」は、退職所得として「退職所得控除」が受けられます。(所得税法第30条、同法施行令第72条)
- 遺族が受取る「遺族一時金」は、相続財産となります。(相続税法施行令第3条、同法第12条)
- 「退職年金」は、雑所得として公的年金等の控除が受けられます。(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)
- 「年金」開始後に、残余の年金原価を一時金で受取る場合は、退職所得となります。(所得税基本通達法第30条の4)
- 「解約手当金」および本制度の要件に違反して受取る一時金は、一時所得となります。(所得税法施行令第76条)

この制度についてのお問い合わせは

東京商工会議所 共済センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1
丸の内二丁目ビル

Tel.03-3283-7905 <http://www.tokyo-cci.or.jp>

●引受生命保険会社連絡先

2017.1

制度の特長

1

退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

2

この制度を採用することにより、中小企業でも安定した退職金制度が容易に確立できます。

3

月々、定額の掛金を支払うことにより、将来の退職金を計画的に準備できます。

4

事業主が負担するこの制度の掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。
(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)しかも従業員の給与所得にもなりません。
(所得税法施行令第64条)

5

従業員の過去勤務期間を制度加入後の期間と通算することができます。
この場合は、基本掛金の他に過去勤務掛金を払込んでいただけます。
※詳しくは、「過去勤務期間の通算取扱い」の項をご覧ください。

6

この制度は、「勤労者退職金共済機構」が実施する退職金制度(中退共)との重複加入が認められます。他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

7

この制度を採用することにより、法律で定められた退職金支払いのための
保安措置が講ぜられます。(賃金の支払の確保等に関する法律第5条)

8

この制度の掛金は、生命保険会社に運用を委託しております。

掛 金

基本掛金月額

従業員1人につき1口(1,000円)から最高30口(30,000円)まで加入できます。

口数の増加

基本掛金月額の範囲で増口できます。

過去勤務掛金

従業員1人につき最高30口まで加入できます。

通算期間ごとに定められた〔表3〕により計算した「過去勤務掛金」を払込んでいただけます。

ご加入に際して必ずご確認ください

- 「掛金」は、全額事業主負担になります。
 - 従業員の「加入同意」ならびに加入後の従業員への「加入通知」が定められています。
 - 「退職一時金」「退職年金」「解約手当金」などの給付金は、すべて東京商工会議所から直接、従業員に支払われます。
 - 適正な退職金額および掛金でご加入ください。
 - 「掛金」には、1口につき25円の制度運営事務費が含まれております。
 - 「解約」する場合は、加入者全員の「解約同意書」が必要です。経済情勢または引受保険会社の予定利率の変動等により、給付額表および過去勤務掛金月額表が改訂されることがあります。予めご承知ください。
- (注)給付金はいかなる場合(懲戒解雇の場合を含む)も事業主にはお支払いできません。

給付金

この制度からの給付金は、いずれか一つです。

給付金は、受取人名義の銀行口座へ東京商工会議所が振込みます。

1

退職一時金

加入従業員(被共済者)が退職したとき〔表1〕の退職一時金が支払われます。

2

遺族一時金

加入従業員(被共済者)が死亡退職したとき〔表1〕の遺族一時金が遺族に支払われます。
(①の退職一時金に、基本掛金1口につき10,000円を加算した額)
※遺族とは、労働基準法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

3

退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職し、年金を希望したとき、〔表2〕の退職年金が10年間支払われます。なお、年金の受給期間中に死亡したとき、残余期間分の年金は、遺族に支払われます。

4

解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金が加入従業員に支払われます。解約手当金の給付額は、退職一時金の給付額と同一になります。
※解約する場合には、加入従業員(被共済者)全員の「解約同意書」が必要です。

〔表1〕

| 加入期間 | 退職一時金・遺族一時金 給付額表 <small>(単位:円)</small> | | | | | | | |
|------|--|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 30口 | | 20口 | | 10口 | | 5口 | |
| | 退職一時金 | 遺族一時金 | 退職一時金 | 遺族一時金 | 退職一時金 | 遺族一時金 | 退職一時金 | 遺族一時金 |
| 1年 | 348,180 | 648,180 | 232,120 | 432,120 | 116,060 | 216,060 | 58,030 | 108,030 |
| 2年 | 699,870 | 999,870 | 466,580 | 666,580 | 233,290 | 333,290 | 116,645 | 166,645 |
| 3年 | 1,055,040 | 1,355,040 | 703,360 | 903,360 | 351,680 | 451,680 | 175,840 | 225,840 |
| 4年 | 1,413,810 | 1,713,810 | 942,540 | 1,142,540 | 471,270 | 571,270 | 235,635 | 285,635 |
| 5年 | 1,776,120 | 2,076,120 | 1,184,080 | 1,384,080 | 592,040 | 692,040 | 296,020 | 346,020 |
| 6年 | 2,142,090 | 2,442,090 | 1,428,060 | 1,628,060 | 714,030 | 814,030 | 357,015 | 407,015 |
| 7年 | 2,511,720 | 2,811,720 | 1,674,480 | 1,874,480 | 837,240 | 937,240 | 418,620 | 468,620 |
| 8年 | 2,885,010 | 3,185,010 | 1,923,340 | 2,123,340 | 961,670 | 1,061,670 | 480,835 | 530,835 |
| 9年 | 3,262,080 | 3,562,080 | 2,174,720 | 2,374,720 | 1,087,360 | 1,187,360 | 543,680 | 593,680 |
| 10年 | 3,642,870 | 3,942,870 | 2,428,580 | 2,628,580 | 1,214,290 | 1,314,290 | 607,145 | 657,145 |
| 15年 | 5,604,870 | 5,904,870 | 3,736,580 | 3,936,580 | 1,868,290 | 1,968,290 | 934,145 | 984,145 |
| 20年 | 7,666,920 | 7,966,920 | 5,111,280 | 5,311,280 | 2,555,640 | 2,655,640 | 1,277,820 | 1,327,820 |
| 25年 | 9,834,150 | 10,134,150 | 6,556,100 | 6,756,100 | 3,278,050 | 3,378,050 | 1,639,025 | 1,689,025 |
| 30年 | 12,111,930 | 12,411,930 | 8,074,620 | 8,274,620 | 4,037,310 | 4,137,310 | 2,018,655 | 2,068,655 |
| 40年 | 17,022,030 | 17,322,030 | 11,348,020 | 11,548,020 | 5,674,010 | 5,774,010 | 2,837,005 | 2,887,005 |

〔注〕1.年の途中で退職または死亡したときは、月単位で計算された額が支払われます。
2.給付額は商工会議所特定退職金共済規約にもとづく金額であり、将来の経済情勢または引受保険会社の予定利率の変動等により改訂されることがあります。

〔表2〕

| 加入期間 | 退職年金月額表 【10年確定年金】(概算) <small>(単位:円)</small> | | | |
|------|---|----------|----------|-----------|
| | 30口 | 20口 | 10口 | 5口 |
| 10年 | 約 31,800 | 約 21,200 | 約 10,600 | (約 5,300) |
| 15年 | 49,000 | 32,700 | 16,300 | (8,100) |
| 20年 | 67,100 | 44,700 | 22,300 | 11,100 |
| 25年 | 86,000 | 57,300 | 28,600 | 14,300 |
| 30年 | 106,000 | 70,600 | 35,300 | 17,600 |
| 40年 | 148,800 | 99,200 | 49,600 | 24,800 |

〔注〕1.年金月額は、概算ですので変動することがあります。
2.年金月額10,000円以下の場合は、一時金の取扱いとなります。()内が該当します。
3.年金は、3カ月分りとまとめて年4回(3月、6月、9月、12月)当該支払月の前月までの分を支払います。

制度の取扱い

契約できる事業主(共済契約者)

東京商工会議所の定める地区(東京23区)内で事業を営む事業主であれば、契約できます。

加入できる従業員(被共済者)

- ①年齢満15歳以上、満70歳未満の従業員(加入継続は年齢満80歳に達した時までです)。
 - ②従業員給与部分を受ける使用人兼務役員
但し、該当する兼務役員は全員加入します。
- 加入させる場合には、全従業員を加入させてください。(任意包括加入)

加入させなくてもよい従業員

- ①期間を定めて雇われている方
- ②季節的な仕事のために雇われている方
- ③試用期間中の方
- ④非常勤の方
- ⑤パートタイマーのように労働時間の特に短い方
- ⑥休職中の方

加入できない従業員

- ①年齢満15歳未満または、満70歳以上の従業員
- ②個人事業主
- ③個人事業主と生計を一にする親族
- ④法人の役員(使用人兼務役員を除く)
- ⑤他の「特定退職金共済団体」の被共済者(加入者)
(注)加入後、役員に就任した場合には、すみやかに脱退の手続きをおとりください。

加入申込の手続き(毎月加入取扱)

- ①所定の「特定退職金共済制度共済契約申込書」により取扱保険会社を通じて、毎月15日までに東京商工会議所へ申込んでください。期日後に申込まれたときは、加入日(効力発生日)も遅れます。
- ②①の申込書で「過去勤務期間不採用について」の確認印および「被共済者同意印」は、必ず押印ください。

掛金の払込方法

- ①東京商工会議所が指定する金融機関の「事業所口座」より翌月分の掛金を毎月22日に口座振替により収納します。
- ②掛金が振替不能のときは、翌月22日に2ヶ月分を振替請求します。

効力発生日(加入日)

- ①毎月15日までに契約申込書が東京商工会議所に到着した場合………翌々月1日
- ②毎月16日以降月末までに契約申込書が東京商工会議所に到着した場合………翌々々月1日

被共済者証兼加入者名簿の発行

ご加入事業所に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証兼加入者名簿」を発行します。

各種変更の手続き

社名・代表者・住所・電話番号・銀行口座等の変更が生じたときは「変更通知書」、加入者の氏名・生年月日等の変更や訂正が生じたときは、「変更訂正通知書」により東京商工会議所へご連絡ください。

退職一時金・退職年金の請求

- ①所定の「退職通知書兼給付金請求書」で東京商工会議所へ直接ご請求ください。
- ②退職年金を希望される場合は、別途「第1回年金請求書」が必要となります。

中途解約の手続き

やむを得ず解約される場合は、東京商工会議所へお申し出ください。「解約申出および同意書」および「解約通知書兼解約手当金請求書」を送付します。なお、解約手続には解約対象者の「印鑑証明書」または「住民票」が必要となります。

口数の減口変更手続き

やむを得ず減口される場合は、東京商工会議所へお申し出ください。「加入口数減口依頼書兼同意書」を送付します。なお、減口手続には、減口対象者の「印鑑証明書」または「住民票」が必要となります。

※特定退職金制度「規約」の第20条(契約の解除)により共済契約が解除される場合がありますので、ご留意下さい。(ご契約に際しましては、必ず特定退職金制度「規約」をご確認下さい。)

「勤労者退職金共済機構」(中退共)に加入後、従業員の増加等により、中小企業でなくなった場合特定退職金共済制度に退職金相当額を引き継ぐことができます。詳しくは、取扱生命保険会社または東京商工会議所へお尋ねください。